

◆ 『小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例』に基づく

登録歴史的建造物の保全事業②◆

○ 歴史的建造物等保全対策費

景観条例で歴史的建造物として保全すべき建造物のうち、特に重要と認められるものを「小樽市指定歴史的建造物」として指定しています。

平成23年度に、この小樽市指定歴史的建造物に旧小堀商店（住吉町）、旧向井呉服店支店倉庫（稲穂1）、坂牛邸（入船5）の3棟が追加指定され、あわせて68棟になりました。

これら歴史的建造物の価値や保全の意義を広く市民や観光客などに伝えるとともに、建物の保全の実効性を高めるため、建物に「説明用看板（5カ国語表記）」と「銘板」を設置しています。

この設置費用として、寄付金の一部（1,066,800円）を活用しました。

■ 平成23年度に指定された『小樽市指定歴史的建造物』■

指定第72号 旧小堀商店
(NPO 北海道職人義塾大蔵校)



指定第73号 旧向井呉服店支店倉庫
(カフェ&バーCANAL)



指定第74号 坂牛邸



「説明用看板（5カ国語表記）」と「銘板」

